

合併浄化槽の設置・維持管理・補助制度

設置と維持管理

■浄化槽を設置する前に下表の届出などが必要です

建築確認を伴う浄化槽の設置	建築確認審査機関等へ提出する書類に必要書類が含まれています。
建築確認を伴わない浄化槽の設置	工事着工予定日の12日以上前に設置届等を山武地域振興事務所へ提出
浄化槽使用開始報告書	使用開始後30日以内に山武地域振興事務所へ提出または郵送
浄化槽使用廃止届	廃止後30日以内に山武地域振興事務所へ提出または郵送
浄化槽管理者変更報告書	管理者(持ち主)が変わってから30日以内に山武地域振興事務所へ提出または郵送

■設置工事は専門業者に依頼してください

県に登録のある業者または届出を行っている業者に依頼してください。

■浄化槽の機能を維持し、悪臭や水質汚濁を防ぐため次のことを行ってください

- ・ **保守点検** 県に登録のある業者に依頼し、作成された保守点検記録票は3年間保存してください。
- ・ **定期清掃** 許可を受けた業者へ依頼し、年1回以上の清掃をしてください。
- ・ **法定点検** 浄化槽の機能が維持されているか、(公社)千葉県浄化槽センターが検査をします。浄化槽使用開始後3ヶ月から8ヶ月の間に1回、その後は毎年検査を受けなければなりません。

☎環境防災課環境班 ☎84-1216

補助制度

町では公共水域の水質保全のため、既存の単独(し尿)浄化槽や汲み取り便槽から、合併処理浄化槽への転換工事を実施する場合に、予算の範囲内で補助金を交付しています。

補助金限度額

区分	単独(し尿)浄化槽から合併浄化槽に転換	汲み取り便槽から合併浄化槽に転換
5人槽	512,000円	432,000円
6・7人槽	594,000円	514,000円
8~10人槽	728,000円	648,000円

【注意】

- ・ 補助金の交付を希望するときは、工事を始める前(計画段階)にご相談ください。
- ・ すでに工事を始めている場合は、対象となりません。
- ・ 建物の新築で設置する場合や、建て替えに伴う汲み取り便槽からの転換の場合は、対象となりません。
- ・ 販売目的・別荘などは、対象となりません。

住宅用省エネルギー設備等設置費用の一部補助のお知らせ

町内の住宅に太陽光発電システム・太陽熱利用システムを設置する方に、設置費用の一部を補助します。補助件数に限りがありますので、詳しくは、町ホームページまたは環境防災課へお問い合わせください。

■申請受付 4月3日(月)～ ※土・日曜日、祝休日、年末年始を除く。

■補助金額

区分	太陽光発電システム (既築住宅のみ補助対象)		太陽熱利用システム (自然循環型は補助対象外)
	町内施工業者	町外施工業者	
補助金額	1kWあたり 30,000円 (上限135,000円)	1kWあたり 20,000円 (上限90,000円)	補助対象経費相当額 (上限50,000円)

■補助対象者

自ら居住または居住を予定している町内の戸建住宅(居住部分の2分の1以上の併用住宅を含む)に補助対象設備を設置する方

■太陽光発電システムを設置する住宅の要件

- ・ 太陽光発電システムの設置工事を着工する前日までに建築工事が完了していること
- ・ 町への実績報告の日までにエネルギー管理システム(HEMS)または、定置用リチウムイオン蓄電システムを設置していること

■申請方法

太陽光発電システム・太陽熱利用システムの設置工事の前に、関係書類を添えて、環境防災課へ申請してください。

☎環境防災課環境班 ☎84-1216